

再生資源の利用の促進に係る特記仕様書

1 目的

この特記仕様書は、令和5年3月3日に公布された「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令」(令和5年国土交通省令第6号令和5年5月26日施行以下「省令」という。)により、受注者は、事前に当該工事の建設発生土の搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号以下「盛土規制法」という。)、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(鳥取県条例第43号以下「盛土条例」という。)、その他法令等の許可を受けているか等を確認すること並びに、受注者は建設発生土の搬出先に受領書の交付を求めること等が必要となったため、その扱いを定めることを目的とする。

2 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、省令に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

3 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の状況及び搬出先における盛土規制法、盛土条例その他法令等の許可状況を省令に基づき確認しなければならない。

また、受注者は、確認結果を添付した再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

4 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、委託した搬出者に対して再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)及び前項の確認結果を省令に基づいて通知しなければならない。

5 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、省令に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

6 様式等(参考様式)

第2項及び第5項の受領書については、様式-1、様式-2を参考とすること。

また、第3項及び第4項の確認結果を記した書面(確認結果票)については、様式-3、様式-4を参考とすること。

記載にあたっては、別添-1「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について(令和5年3月31日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡)」及び別添-2「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について(令和5年3月31日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長、環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長事務連絡)」を参考とすること。

7 附則

この特記仕様書は、令和5年5月26日以降新たに請負契約を締結する建設工事から適用する。